



申請・問い合わせ
保険医療課
内線154



国民健康保険

ご活用ください！
こんなときにこんな給付が受けられます

療養費の支給★

①②の場合は、医療機関での支払いが全額自己負担になりますが、申請すると自己負担分を除いた額が払い戻されます。

①急病などでやむを得ず国民健康保険証を使わずに受けた治療費

②医師が治療に必要と認められたコルセットなどの治療用具の費用

●必要書類 領収書、医師の証明書(②のみ)、治療を受けた本人または世帯主の預金通帳

葬祭費の支給

被保険者が死亡し、その葬祭を行った場合

●支給額 5万円

●必要書類 葬儀領収書などの喪主がわかる書類、喪主の預金通帳

出産育児一時金の支給

被保険者が出産した場合

●支給額 42万円
●直接支払制度
出産費用が42万円以上の場合：医療機関で「直接支払制度合意文書」を記入すると、出産費用の42万円までを町が医療機関へ直接支払います。

●必要書類 出産費用明細書、領収書、直接支払制度合意文書、出産した本人または世帯主の預金通帳

食事代差額の支給★

住民税非課税世帯の方は「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関に提示すると、入院時の食事代が減額されます。認定証を提示せず、本来支払う食事代以上の額を支払った場合は、差額を支給しますので、申請してください。

●必要書類

領収書、治療を受けた本人または世帯主の預金通帳

がん検診・人間ドック・健康づくり教室の費用助成

助成事業の種類		助成額	対象・必要なもの・問い合わせ
町が実施するがん検診	集団検診	自己負担額(無料)※2	▶必要なもの 国民健康保険証 ▶保健センター ☎83-9677
	医療機関検診(胃)		
「あいち健康プラザ」の健康教室 ※保健センターで受講料を支払うものに限る		受講料の4分の1以内	▶対象 20歳以上 ▶本助成は5年に1回に限る ▶保健センター ☎83-9677
医療機関などが実施する ・人間ドック ※1 ・脳ドック		各上限1万円 ※2	▶必要なもの 領収書、預金通帳、国民健康保険証、検査結果の写し ▶保険医療課 内線154

※1 ・人間ドックを受診した年度と同一年度内に町が実施する特定健康診査(町内医療機関において無料で血液検査、尿検査などを実施するもの)を受診しないこと

・次の以下の検査項目を満たすこと

問診【質問票、既往歴、自覚症状】、計測【身長、体重、BMI、腹囲、血圧】、診察【理学的所見(医師の診察)】、血液【中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール、AST(GOT)、ALT(GPT)、γ-GT(γ-GTP)、血糖、HbA1c、貧血(赤血球)】、尿【蛋白、糖、潜血】

※2 各助成は同一年度内1回に限る

チェック

すべての申請に必要なもの

運転免許証などの身分証明書(顔写真がついていないものは2点)

★がついている給付

国民健康保険証

世帯主と対象者のマイナンバーがわかるもの

国民健康保険の加入、喪失の届出は資格変更後14日以内に手続きを！

- ・加入の届出が遅れても国民健康保険に入る資格を得た月までさかのぼって保険税を納めなければなりません。その間に病院などにかかった費用は、全額自己負担となる場合があります。
- ・会社などの保険証を取得した場合にも国民健康保険の資格喪失の届出が必要です。

高額療養費の支給★

医療費の自己負担額が高額になり、一定額を超えた場合には超えた額が支給されます。

●主な支給基準

- ・**70歳未満の方**
同じ方が同月内に同医療機関に支払った自己負担額が、表①の限度額を超えた場合に支給されます
※同医療機関でも医科と歯科は別。入院と外来も別
- ・**70歳以上75歳未満の方**
外来の場合は個人単位で、入院の場合は世帯単位で計算

算して、自己負担額が表②の限度額を超えた場合に支給されます。

- ・**70歳未満の方、70歳以上で現Ⅰ・Ⅱの方および低Ⅰ・Ⅱの方が高額な医療を受ける場合**
医療機関に「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」の提示をすると、窓口負担は自己負担限度額までとなります。

※所得の申告がない場合、最も高い自己負担額で計算

①70歳未満の方の自己負担限度額(月額)

所得区分		自己負担限度額	4回目以降の限度額 ※ 1
住民税課税世帯	901万円超	25万2,600円 + (医療費 - 84万2,000円) × 1 %	14万100円
	600万円超901万円以下	16万7,400円 + (医療費 - 55万8,000円) × 1 %	9万3,000円
	210万円超600万円以下	8万100円 + (医療費 - 26万7,000円) × 1 %	4万4,400円
	210万円以下	5万7,600円	4万4,400円
住民税非課税世帯		3万5,400円	2万4,600円

②70歳以上75歳未満の方の自己負担限度額(月額)

所得区分	自己負担限度額(1か月あたり)	
	外来(個人単位)A	外来+入院(世帯単位)B
現役並み所得者	現Ⅲ(課税所得690万円以上)	25万2,600円 + (医療費 - 84万2,000円) × 1 % 【14万100円 ※ 1】
	現Ⅱ(課税所得380万円以上)	16万7,400円 + (医療費 - 55万8,000円) × 1 % 【9万3,000円 ※ 1】
	現Ⅰ(課税所得145万円以上)	8万100円 + (医療費 - 26万7,000円) × 1 % 【4万4,400円 ※ 1】
一般(課税所得145万円未満など)	1万8,000円 年間上限(8月~翌7月) 14万4,000円 ※ 3	5万7,600円 【4万4,400円 ※ 2】
低所得者(住民税非課税世帯)	低Ⅱ	2万4,600円
	低Ⅰ	1万5,000円
	8,000円	

※ 1 過去12か月以内に同じ世帯で高額療養費の支給が4回以上あったときの4回目以降の限度額

※ 2 過去12か月以内に同じ世帯でBの限度額を超えた高額療養費の支給が4回以上あった場合の4回目以降の限度額

※ 3 一般、低所得者Ⅰ・Ⅱだった月の自己負担額の上限

ひとり親世帯等 個別家計相談会

「日々の家計管理や子どもの将来の教育費の確保はどうしたらいいの？」ひとり親家庭のお金に関する悩みや不安をファイナンシャルプランナーに相談してみませんか。

●とき

9月26日(月)、28(水)、10月1日(土)、5日(水)、12日(水)、19日(水)、26日(水)、29日(土)、11月2日(水)、5日(土)
午前9時～午後4時 ※相談時間は1人50分

●ところ 役場内

●対象

町内在住で、町遺児手当や児童扶養手当の認定を受けている方または同様の状況にあると認められる方

●講師 前田マネジメント代表 前田 紳詞氏

●その他

- ・手当を受けている方
現況届の案内に申込書を同封して郵送します。
- ・手当を受けていない方
電話または直接児童課に相談してください。



●申込み 8月31日(水)までに申込書を問い合わせ先へ ※電話申込可

児童扶養手当などの現況届

①～③の手当を受けている方は、現況届により前年の所得状況や生計関係などの審査を受ける必要があります。届出がないと、受給資格があっても手当を受けることができません。案内を送付しますので、必要な書類などを問い合わせ先へ提出してください。

①児童扶養手当 ②県遺児手当 ③町遺児手当

●受付期間 8月1日(月)～31日(水)

●その他

手当の認定を受けていない方でも、一定の条件を満たせば受けられる場合がありますので、問い合わせ先へ



問い合わせ 児童課 内線140

国民健康保険被保険者証が更新されます

今お持ちの国民健康保険被保険者証(保険証)は、8月31日で使用できなくなります。

●新しい保険証

8月31日(水)までに自宅へ簡易書留郵便で郵送します。

※新しい保険証は、手元に届き次第使用可能。保険証が届かない場合は、問い合わせ先へ

●国民健康保険税の未納がある世帯

役場に直接来庁していただく場合があります。

●古い保険証は？

はさみを入れるなどして破棄してください。

●新しい保険証の有効期限

令和6年8月31日

※有効期限までに75歳になる方は、後期高齢者医療保険制度へ移行するため、75歳の誕生日の前日までとなっています。

国民健康保険限度額適用認定証等の申請

今お持ちの国民健康保険限度額適用認定証等(限度額証)は、7月31日で使用できなくなります。自己負担限度額は前年の所得により判定しますので、8月から新たな判定となります。限度額証が8月以降も必要な方や新規に必要な方は、問い合わせ先で申請してください。

●自己負担限度額の区分

町ホームページまたは問い合わせ先へ

●申請手続きの持ち物

- ・運転免許証などの身分証明書
- ・国民健康保険証
- ・世帯主と対象の方のマイナンバーがわかるもの